

静岡県屋外広告物審議会規則

(昭和49年3月22日規則第18号)
最終改正 平成27年3月31日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)第26条第6項の規定に基づき、静岡県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 屋外広告業を営む者を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会開会の日少なくとも3日前に、会議の期日、場所及び審議の事項を委員に通知しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第5条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、交通基盤部都市局景観まちづくり課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)の公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に静岡県屋外広告物審議会規程(昭和24年静岡県規則第73号)第2条第1項又は第10条第1項に規定する委員又は幹事である者は、この規則第2条又は第6条第2項に規定する委員又は幹事として任命されたものとみなす。

附 則(昭和50年3月31日規則第37号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第30号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規則第31号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第40号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。